

国立大学法人信州大学非常勤職員給与規程

(平成 16 年 4 月 7 日国立大学法人信州大学規程第 48 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人信州大学非常勤職員就業規則（平成 16 年国立大学法人信州大学規則第 3 号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第 20 条の規定に基づき、非常勤職員の給与に関し必要な事項を定める。

(給与の種類)

第 2 条 非常勤職員の給与の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 基本給
- 二 諸手当
 - イ 職務調整額
 - ロ 地域手当
 - ハ 住宅手当
 - ニ 通勤手当
 - ホ 特地勤務手当
 - ヘ 特地勤務手当に準ずる手当
 - ト 特殊勤務手当
 - チ 時間外勤務手当
 - リ 休日勤務手当
 - ヌ 深夜勤務手当
 - ル 宿日直勤務手当
 - ヲ 期末手当
 - ワ 勤勉手当
 - カ 寒冷地手当
 - ヨ 教育奨励金

(給与の計算期間)

第 3 条 給与の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第 4 条 給与の支給日は、国立大学法人信州大学職員給与規程（平成 16 年国立大学法人信州大学規程第 44 号。以下「給与規程」という。）第 2 条の規定を準用する。この場合において、同条中「その月」とあるのは、「翌月」と読み替えるものとする。

(給与の支払)

第 5 条 非常勤職員の給与は、通貨で、直接非常勤職員に、その全額を支払うものとする。ただし、次の各号に掲げるものは、これを給与から控除して支払うことができるものとする。

- 一 源泉所得税
- 二 住民税
- 三 雇用保険料
- 四 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条に基づく協定により給与か

ら控除することとしたもの

五 その他法令で定めるもの

- 2 前項の給与は、非常勤職員の同意を得た場合において、当該非常勤職員の指定する預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払うことができる。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(即時払)

第6条 非常勤職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合には、本人又は権利者から請求があったときは、第4条の規定にかかわらず、7日以内に給与を支払うものとする。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

(非常時払)

第7条 非常勤職員が次の各号の一に該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第4条に規定する支給日前であっても、当該請求があった日までの勤務実績に応じた給与を速やかに支払うものとする。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者のやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷するための費用にあてるとき。
- 四 その他前3号に準ずるとき。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、別に定めがあるときは、この限りでない。

(基本給)

第9条 非常勤職員の受ける基本給は、所定勤務時間による勤務に対する報酬であって、有期雇用職員には日給を、短時間雇用職員には時間給をそれぞれ適用し、その者の職種、職務内容、職名及び雇用契約期間の区分に応じて別表に定めるものとする。

- 2 学長は、基本給の決定に際し、業務上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該非常勤職員の所属する部局の長との協議により基本給を決定することがある。

(職務調整額)

第10条 職務調整額は、非常勤職員(医員及び研修医(以下「医員等」という。))を除く。以下第13条、第14条及び第19条において同じ。)のうち、給与規程第20条別表第7に掲げる勤務箇所での職務を行うものと認められる者について、別表備考6に定める額を基本給に加算し、支給する。

(地域手当)

第10条の2 地域手当は、非常勤職員のうち附則第2項第1号の規定を適用され、日給により基本給が定められている者に、給与規程第24条の規定に準じる額を加算し、支給する。

(住宅手当)

第 11 条 住宅手当は、雇用契約期間が 3 月以上の有期雇用職員(医員等を除く。以下第 20 条及び第 21 条において同じ。)に給与規程第 25 条の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第 12 条 通勤手当は、雇用契約期間が 1 月以上の非常勤職員に給与規程第 26 条の規定に準じて支給する。

(特勤手当)

第 13 条 特勤手当は、非常勤職員のうち、給与規程第 29 条別表第 9 に掲げる勤務箇所(以下「特勤施設」という。)に勤務する者に特勤手当を支給するものとし、手当の月額、特勤手当基礎額に同表の支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける基本給月額(所定勤務時間内において、所定勤務時間を勤務したとみなした場合に、受けるべき 1 箇月当たりの給与額をいう。以下同じ。)に 100 分の 25 を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

2 前項の特勤手当基礎額は、非常勤職員が特勤施設に勤務することとなった日に受けていた基本給月額の 2 分の 1 に相当する額と現に受ける基本給月額の 2 分の 1 に相当する額を合算した額とする。

3 特勤手当は、非常勤職員の給与が第 27 条第 1 項により減額される場合においても減額されないものとする。

(特勤手当に準ずる手当)

第 14 条 特勤手当に準ずる手当は、非常勤職員が勤務箇所所在地を異にする配置換え又は勤務箇所所在地の移転(以下この項において「配置換え等」という。)に伴い、住居を移転した場合において、当該配置換え等の直後に在勤する勤務箇所所在地が特勤施設又は給与規程第 30 条別表第 10 に掲げる勤務箇所(以下「準特勤施設」という。)に該当するときは、当該非常勤職員に当該配置換えの日(以下「配置換えの日」という。)から 5 年以内の期間、特勤手当に準ずる手当を支給する。

2 特勤手当に準ずる手当は、配置換えの日から支給を開始し、5 年に達する日をもって支給は終わること。ただし、当該非常勤職員に給与規程第 30 条第 2 項各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。この場合において、同項中「職員」とあるのは、「非常勤職員」と、「異動」とあるのは、「配置換え」と読み替えるものとする。

3 特勤手当に準ずる手当の月額は、配置換えの日を受けていた基本給月額に、給与規程第 30 条第 3 項の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける基本給月額に 100 分の 6 を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

4 特勤手当に準ずる手当は、非常勤職員の給与が第 27 条第 1 項により減額される場合においても減額されないものとする。

(特殊勤務手当)

第 15 条 特殊勤務手当は、非常勤職員に給与規程第 28 条の規定及び国立大学法人信州大学職員特殊勤務手当細則(平成 16 年国立大学法人信州大学細則第

35号)第2条第1号,第2号及び第4号から第9号まで並びに第14号,第15号及び第17号の規定に準じて支給する。

(時間外勤務手当)

第16条 時間外勤務手当は,国立大学法人信州大学非常勤職員の勤務時間,休日,休暇等に関する規程(平成16年国立大学法人信州大学規程第31号。以下「非常勤職員勤務時間等規程」という。)第17条及び同規程第21条の規定により所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員には,1日の所定労働時間を超えて勤務した時間(以下「時間外勤務時間」という。)に対して,次の各号に定める職員の区分に応じて当該各号に定める算式により得た額に時間外勤務時間数を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一 時間給により基本給が定められている非常勤職員

$$\left(\text{基本給} + \frac{\text{割増賃金算定基礎手当額}}{1 \text{ 箇月平均所定勤務時間数}} \right) \times 1.25$$

二 日給により基本給が定められている非常勤職員

$$\left(\frac{\text{基本給}}{\text{所定勤務時間数}} + \frac{\text{割増賃金算定基礎手当額}}{1 \text{ 箇月平均所定勤務時間数}} \right) \times 1.25$$

- 2 前項に定める時間外勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は,当該時間帯に勤務した時間に対し,前項に定める算式により,算式中割増率「1.25」とあるのを「1.50」と読み替え,当該時間帯に勤務した時間数を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 非常勤職員勤務時間等規程第15条の規定により,休日を振り替えたことにより,当該週の1週間当たりの所定勤務時間が有期雇用職員にあっては38時間45分,短時間雇用職員にあっては30時間を超えて勤務した時間に対し,当該時間数を「時間外勤務時間数」とし,計算して得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし,当該時間外勤務時間のうち,労基法第32条第1項に定める労働時間の上限に達しない時間にあつては,第1項に定める算式により,算式中割増率「1.25」とあるのを「1.00」と読み替え,当該時間数を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 第1項に規定する割増賃金算定基礎手当額は,当該勤務の属する月において支給された特地勤務手当,特地勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当(世帯主である職員にあっては,扶養親族がないものとした場合の手当額)の月額合計額とする。
- 5 第1項に規定する1箇月平均所定勤務時間数は,年間所定勤務日数に1日当たりの勤務時間を乗じ,その数を12で除して得た時間数とする。
- 6 前項に規定する年間所定勤務日数については,年度当初に当該年度の4月

1日から翌年3月31日までのいずれかの日を開始日とし、翌年3月31日から翌々年3月30日までを終了日とした1年間の日数から休日の日数を差し引いた日数のうち、最も日数が少ない日数をその年度における年間所定勤務日数とする。

7 時間外勤務手当を支給する場合において、第1項に定める算式により得られた額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、時間外勤務手当に関し必要な事項は、国立大学法人信州大学職員時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当及び宿日直勤務手当細則（平成16年国立大学法人信州大学細則第36号。以下「時間外勤務手当等細則」という。）に定めるところによる。

（休日勤務手当）

第17条 休日勤務手当は、非常勤職員勤務時間等規程第17条及び同規程第21条の規定により休日勤務を命ぜられた非常勤職員には、次の各号に定めるところにより、当該勤務した時間（以下「休日勤務時間」という。）に対して、次の各号に定める職員の区分に応じて当該各号に定める算式により得た額に休日勤務時間数を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

一 時間給により基本給が定められている非常勤職員

$$\left(\text{基本給} + \frac{\text{割増賃金算定基礎手当額}}{1 \text{ 箇月平均所定勤務時間数}} \right) \times 1.35$$

二 日給により基本給が定められている非常勤職員

$$\left(\frac{\text{基本給}}{\text{所定勤務時間数}} + \frac{\text{割増賃金算定基礎手当額}}{1 \text{ 箇月平均所定勤務時間数}} \right) \times 1.35$$

2 前項の場合において、休日勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、当該時間帯に勤務した時間に対し、前項に定める算式により、算式中割増率「1.35」とあるのを「1.60」と読み替え、当該勤務した時間数を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 第1項に規定する割増賃金算定基礎手当額及び1箇月平均所定勤務時間数は、前条第4項から第6項までの例による。

4 休日勤務手当を支給する場合において、第1項及び第2項の規定により得られた額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、休日勤務手当に関し必要な事項は、時間外勤務手当等細則に定めるところによる。

（時間外勤務手当の特例）

第17条の2 時間外勤務時間及び休日勤務時間（次項に規定する休日勤務時間

に限る。)の合計時間数が1箇月について60時間を超えた非常勤職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第16条の規定にかかわらず、次の各号に定める職員の区分に応じて当該各号に定める算式により得た額に、当該時間数を乗じて得た額を時間外勤務手当に加算し、支給する。

一 時間給により基本給が定められている非常勤職員

$$\left(\text{基本給} + \frac{\text{割増賃金算定基礎手当額}}{1 \text{ 箇月平均所定勤務時間数}} \right) \times 0.25$$

二 日給により基本給が定められている非常勤職員

$$\left(\frac{\text{基本給}}{\text{所定勤務時間数}} + \frac{\text{割増賃金算定基礎手当額}}{1 \text{ 箇月平均所定勤務時間数}} \right) \times 0.25$$

2 前項に規定する休日勤務時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日以外の休日において勤務した時間とする。

一 非常勤職員勤務時間等規程第8条又は第9条の規定に基づき勤務する職員 次に掲げる日

イ 当該月における日曜日

ロ 当該月における非常勤職員勤務時間等規程第15条に規定する振替休日(勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。)

二 前号に規定する職員以外の職員 次に掲げる日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(1) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の休日から、当該休日から数えて4番目の休日までの間の休日

(2) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の休日から、当該休日から数えて5番目の休日までの間の休日

ロ 当該月における非常勤職員勤務時間等規程第15条に規定する振替休日(勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日であるものに限る。)

(1) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の休日から、当該休日から数えて4番目の休日までの間の休日

(2) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の休日から、当該休日から数えて5番目の休日までの間の休日

3 第1項に規定する割増賃金算定基礎額及び1箇月平均所定勤務時間数は、第16条第4項から第6項までの例による。

4 第1項により時間外勤務手当を支給する場合において、第1項に定める算式により得られた額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(深夜勤務手当)

第 18 条 深夜勤務手当は、非常勤職員勤務時間等規程第 18 条の規定により深夜勤務を命ぜられ、所定勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時に勤務した非常勤職員には、次の各号に定めるところにより、当該勤務した時間（以下「深夜勤務時間」という。）に対して、次の各号に定める職員の区分に応じて当該各号に定める算式により得た額に深夜勤務時間数を乗じて得た額を深夜勤務手当として支給する。

一 時間給により基本給が定められている非常勤職員

$$\left(\text{基本給} + \frac{\text{割増賃金算定基礎手当額}}{1 \text{ 箇月平均所定勤務時間数}} \right) \times 0.25$$

二 日給により基本給が定められている非常勤職員

$$\left(\frac{\text{基本給}}{\text{所定勤務時間数}} + \frac{\text{割増賃金算定基礎手当額}}{1 \text{ 箇月平均所定勤務時間数}} \right) \times 0.25$$

2 前項に規定する割増賃金算定基礎手当額及び 1 箇月平均所定勤務時間数は、第 16 条第 4 項から第 6 項までの例による。

3 深夜勤務手当を支給する場合において、第 1 項の規定により得られた額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、深夜勤務手当に関し必要な事項は、時間外勤務手当等細則に定めるところによる。

（宿日直勤務手当）

第 19 条 宿日直勤務手当は、非常勤職員勤務時間等規程第 23 条の規定により宿日直勤務を命ぜられ、当該宿日直勤務に従事した場合に、給与規程第 34 条の規定に準じて宿日直勤務手当を支給する。

（期末手当）

第 20 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する雇用契約期間が 6 月以上の有期雇用職員に対して、次の各号に定めるところにより、第 4 条で定める日（以下この項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、非常勤職員就業規則第 11 条第 2 項第 1 号に該当して解雇され、又は死亡した非常勤職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合（以下「6 月期」という。）においては 100 分の 125、12 月に支給する場合（以下「12 月期」という。）においては 100 分の 150 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の次の表に掲げる在職期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

支給期	在職期間	割合
-----	------	----

6月期	5箇月以上6箇月以内	100分の80
	3箇月以上5箇月未満	100分の60
	3箇月未満	100分の30
12月期	6箇月	100分の100
	5箇月以上6箇月未満	100分の80
	3箇月以上5箇月未満	100分の60
	3箇月未満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、解雇され、又は死亡した非常勤職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在）において非常勤職員が受けるべき基本給月額とする。

4 前3項に定めるもののほか、期末手当に関し必要な事項は、給与規程に定めるところによる。

（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する雇用契約期間が6月以上の有期雇用職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、第4条で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、非常勤職員就業規則11条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した非常勤職員（別に定める非常勤職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第1号の表に掲げる勤務期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額に、第2号の非常勤職員の勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

一 期間率

勤 務 期 間		割 合
6月期	12月期	
	6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月以内	5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	15日未満	100分の5
零	零	零

二 成績率

100分の150を超えない範囲内で、学長が定めるものとする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日において非常勤職員が受ける

べき基本給月額とする。

- 4 前3項に定めるもののほか、勤勉手当に関し必要な事項は、給与規程に定めるところによる。

(寒冷地手当)

第22条 寒冷地手当は、有期雇用職員に給与規程第40条の規定に準じて支給する。

(教育奨励金)

第23条 教育奨励金は、有期雇用職員のうち研修医(歯科の研修医としてその在職期間が1年を超えることとなる者を除く。)に対して、1月につき120,000円を支給する。ただし、月の中途に採用され、又は退職、解雇、若しくは死亡した場合のその月の支給額は、その月の所定勤務日数を基礎として日割りによって計算するものとする。

(育児休業者の給与)

第24条 非常勤職員が非常勤職員就業規則第27条の規定に基づき、育児休業をする場合の給与については、給与規程第44条の規定を準用する。

(介護休業者の給与)

第25条 非常勤職員が非常勤職員就業規則第28条の規定に基づき、介護休業をする場合の給与については、給与規程第45条の規定を準用する。

(休暇中の給与)

第26条 非常勤職員が非常勤職員勤務時間等第26条に規定する年次休暇を取得した期間中については、所定勤務時間勤務した場合に支払われる通常の給与を支給する。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。

(就業禁止中の給与)

第26条の2 非常勤職員が疾病に係る就業禁止の措置(国立大学法人信州大学安全衛生管理規程(平成16年国立大学法人信州大学規程第57号)第36条の規定に基づく就業の禁止の措置に限る。以下次条第4項において同じ。)により勤務しない期間中については、所定勤務時間勤務した場合に支払われる通常の給与を支給する。

(給与の減額)

第27条 日給により基本給が定められている職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、当該勤務しない時間につき、次の算式により得た額に勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

$$\frac{\text{基本給}}{\text{所定勤務時間数}} + \frac{\text{割増賃金算定基礎手当額}}{1 \text{ 箇月平均所定勤務時間数}}$$

- 2 前項に規定する割増賃金算定基礎手当額及び1箇月平均所定勤務時間数は、第16条第4項から第6項までの例による。

- 3 給与の減額をする場合において、算式により得られた額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこ

れを1円に切り上げるものとする。

- 4 前条及び第1項の規定にかかわらず、非常勤職員が疾病に係る就業禁止の措置により、当該措置の開始の日から起算して90日（ただし、当該措置が結核性疾患によるものの場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該措置に係る日につき、基本給及び職務調整額の合計額の半額を減ずる。この場合において、引き続き勤務しない期間の計算にあっては、休日等その他当該就業禁止の日以外の日を含む暦日で計算するものとする。

（年俸制給与）

第28条 第2条から第23条までの規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、非常勤職員に年俸制の給与を適用することができるものとし、適用の範囲その他必要な事項は、学長がその都度別に定めるものとする。

- 2 年俸制の給与を適用されている非常勤職員に前条の規定を適用する場合において、同条第1項に定める算式により、算式中「基本給」とあるのを「年俸額÷12」と、「所定勤務時間数」とあるのを「1箇月平均所定勤務時間数」と、同条第4項中「基本給及び職務調整額の合計額」とあるのを「年俸額を12で除した額」と読み替えて得た額を減額して給与を支給する。

（この規程により難しい場合の措置）

第29条 この規程に定めるもののほか、非常勤職員の給与について、特別の事情によりこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第30条 この規程の実施に必要な給与の支給手続等の細目については、給与規程に定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された信州大学（以下「旧大学」という。）に日々雇用職員（医員等を除く。以下同じ。）又は時間雇用職員として平成16年3月30日に在職し、かつ、平成16年4月1日に国立大学法人信州大学に非常勤職員として雇用された者（ただし、旧大学における職務内容と同様の職務内容で雇用された者に限る。以下同じ。）に対するこの規程の適用については、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところによる。

- 一 日々雇用職員として在職した者で、有期雇用職員として雇用されたもののうち、旧大学における当初の日々雇用職員としての雇用開始の日が昭和55年5月1日以前の者であり、かつ、非常勤職員の給与について（平成13年12文科人第242号）記の8の規定に基づき、文部科学大臣の承認を得た者については、平成16年4月1日に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を引き続き受けるものとした場合の俸給表、級、号俸及び昇給期間を、国立大学法人信州大

学基本給決定細則（平成 16 年国立大学法人信州大学細則第 27 号）の対応する基本給表，級，号給とし，当該昇給期間を有するものとする。

- 二 前号以外の日々雇用職員として在職した者で，有期雇用職員として雇用された者については，平成 16 年 3 月 30 日において受けていた日給とする。
- 三 時間雇用職員として在職した者で，短時間雇用職員として雇用されたもののうち，旧大学における時間雇用職員としての雇用開始の日が平成 15 年 10 月 31 日以前の者については，一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 141 号）第 1 条に定める俸給月額を基に算出した時間給とする。
- 四 前号以外の時間雇用職員として在職した者で，短時間雇用職員として雇用された者については，平成 16 年 3 月 30 日において受けていた時間給とする。
- 五 前号までの日給又は時間給の算出にあたっては，次の算式によるものとする。

この場合において，俸給月額とは給与法第 6 条第 1 項各号に規定する各別表中の俸給月額をいい，俸給の調整額とは給与法第 10 条に規定するものをいう。

イ 日給 俸給月額（俸給の調整額を含む） $\times 12 \div (52 \times 40) \times 8$

ロ 時間給 俸給月額（俸給の調整額を含む） $\times 12 \div (52 \times 40)$

- 3 平成 16 年 3 月 30 日において，給与法第 11 条の 9 に基づき認定されている非常勤職員については，その住居手当の月額（以下「旧月額」という。）を，平成 16 年 4 月 1 日以後に非常勤職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは，その属する月の前月）又はその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）までの旧月額を，第 11 条第 2 項に規定する住宅手当の月額とする。
- 4 平成 16 年 3 月 30 日において，給与法第 12 条第 2 項第 2 号イからリまでの規定に基づき認定されている非常勤職員については，その通勤手当の月額（以下「旧月額」という。）を，平成 16 年 4 月 1 日以後に非常勤職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは，その属する月の前月）又はその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）までの旧月額を，第 11 条第 3 項に規定する通勤手当の月額とする。
- 5 平成 16 年 3 月 30 日において，給与法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき特勤地勤務手当を支給されていた非常勤職員にあつては，第 13 条第 2 項中「特勤地施設に勤務することとなった日に受けていた基本給月額の 2 分の 1 に相当する額」とあるのを「特勤地施設に勤務することとなった日に受けていた俸給月額の 2 分の 1 に相当する額」と読み替えるものとする。
- 6 第 23 条に規定する教育奨励金は，平成 16 年度中において研修医としてその在職期間が 1 年を超えることとなる者には適用しない。

附 則（平成 16 年 12 月 2 日平成 16 年度規程第 16 号）

この規程は、平成 16 年 12 月 2 日から施行し、平成 16 年 10 月 28 日から適用する。

附 則（平成 17 年 3 月 3 日平成 16 年度規程第 35 号）

この規程は、平成 17 年 3 月 3 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 27 条の次に 1 条を加える改正規定及び別表教育・研究系の項中研究業務等に係る部分については、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 8 日平成 17 年度規程第 32 号）

1 この規程は、平成 17 年 9 月 8 日から施行する。

2 平成 17 年 12 月 1 日に在職する医員で、平成 17 年 6 月 1 日から引き続き在職しているものの平成 17 年 12 月期における医員特別手当の支給額は、第 23 条の 2 第 2 号の規定にかかわらず、300,000 円とする。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日平成 17 年度規程第 72 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 11 日平成 18 年度規程第 13 号）

この規程は、平成 18 年 8 月 11 日から施行し、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 8 月 2 日平成 19 年度規程第 17 号）

この規程は、平成 19 年 8 月 2 日から施行し、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 9 月 6 日平成 19 年度規程第 21 号）

この規程は、平成 19 年 9 月 6 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 19 日平成 20 年度規程第 57 号）

1 この規程は、平成 21 年 3 月 19 日から施行し、平成 21 年 1 月 1 日から適用する。ただし、第 9 条、第 10 条及び第 16 条の改正規定については、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

2 原始附則第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する有期雇用職員の日給は、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 原始附則第 2 項第 3 号及び第 4 号に規定する短時間雇用職員が、非常勤職員就業規則第 9 条の 2 の規定により 1 期目を超えて雇用契約期間を更新した場合の 2 期目の時間給は、別表の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日において受けていた時間給に 50 円を加算した額とする。

附 則（平成 21 年 6 月 23 日平成 21 年度規程第 10 号）

1 この規程は、平成 21 年 6 月 23 日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 20 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」とする。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日平成 21 年度規程第 39 号）

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の日から引き続き次の表の勤務箇所に在勤する非常勤職員については、特地勤務手当基礎額に同表の支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける基本給月額（所定勤務時間内において、所定勤務時間を勤務したとみなした場合に、受けるべき1箇月当たりの給与額をいう。以下同じ。）に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）に平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間にあつては100分の100を、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間にあつては100分の70を、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間にあつては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を特地勤務手当として平成25年3月31日まで支給する。

勤務箇所	勤務箇所所在地	支給割合
農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター 手良沢山ステーション	長野県伊那市大字手良野口字沢山	100分の8